

受入検査倫理規則

一般社団法人 CIW 検査業協会
制定:平成 4年 4月 21日
改正1:平成 6年 4月 14日
改正2:平成 19年 4月 10日
改正3:平成 29年 11月 22日

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人 CIW 検査業協会会員（以下、会員という。）が「受入検査」を遂行するにあたり遵守すべき倫理について定めるものである。

(社会的責任)

第2条 会員は、受入検査が有する社会的意義を厳しく認識し、構造物に関する品質確保の一翼を担うことを通して優良な社会資本形成に寄与し、社会一般の安全・安心に貢献しなければならない。

(法令遵守)

第3条 会員は、法律・法令・規則等のもとより、検査業務に関する諸規格・基準等を遵守し、誠実公正に業務を遂行しなければならない。

(検査業務)

第4条 会員は、提供する検査業務に適切を期すとともに、その検査結果を公正・誠実に報告し、故意又は重大な過失を生じさせてはならない。

(契 約)

第5条 会員は社内検査を行った同一物件に対し、受入検査を受注してはならない。

2 会員は、受入検査の発注者との間で契約を取り交わさなければならない。また、検査要領書及び検査報告書は、発注者宛に発行しなければならない。

(結果の責任)

第6条 会員は、発行した検査報告書に対して全責任を負わなければならない。

(便益の收受)

第7条 会員は、受入検査の公正な立場を守るため受入検査に対する正当な報酬以外に、便益の提供を受けてはならない。

付則1 (違反の処置)

会員が、この受入検査倫理規則に違反したと認められた場合、別に定める受入検査倫理規則違反に対する処置規準に従い処置を行う。

付則2 (運 用)

この規則の運用に必要な事項は、別に定める受入検査倫理規則運用規準による。

付則3 (改 廃)

この規則の改廃は、本協会の理事会の議決を必要とする。
ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。